



新聞の定期購読契約に関するトラブルの巻



不確かな
未来の契約
危険かな



埼玉県のマスコット「コバトン」

- まっぴー! ① 景品につられて契約しないようにしましょう。
- まっぴー! ② 長期間の契約や数年先から始まる契約は避け、先の見通せる範囲で契約しましょう。
- まっぴー! ③ トラブルになった場合は、お近くの消費生活センターにご相談ください。



埼玉県のマスコット「さいたまっち」

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください **TEL 188**

消費者ホットライン お近くの相談窓口につながります!

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(局番なし188番)にお電話ください。

悪質商法通報サイト(埼玉県 消費生活課)

悪質事業者の情報(悪質商法の手口、事業者の名称や所在地など)をお寄せください。いただいた情報は、事業者の調査に活用します。

パソコン、スマホから **埼玉県 悪質商法通報サイト** で 検索

←トラブル解決が必要な方や相談は(消費者ホットライン)へ。